

令和5（2023年）9月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和5年9月5日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和5年9月15日（金）

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

4番 大 西 瑞 香

10番 瀧 本 攻

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	玉 津 裕 一
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	家 倉 義 光
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	直 江 憲 樹
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	宮 原 優
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

1 番 脇 昭 博	2 番 宮 地 忍
-----------	-----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しております。

なお、4番 大西瑞香議員と10番 瀧本攻議員から所用のため、欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきます。ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

1番 脇 昭博議員

2番 宮地 忍議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長からの報告を求めます。

宮地忍総務産業常任委員会副委員長。

宮地忍総務産業常任委員会副委員長

皆さん、おはようございます。今定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

本来、委員長が報告するものでありますが、委員長である大西議員が本定例会を所用で欠席しておりますので、副委員長であります、私、宮地が代わって報告させていただきます。

まず、今定例会で付託されました案件の審査のため、9月6日、水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、財政課、税務課、農林水産課、商工観光課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案1件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第34号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに、財政課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、税務課所管分については、質疑として委員から納付書へのQRコード印刷について、若い方はスマホを使い慣れているかと思いますが、高齢の方はまだガラケーを使ってみえたり、QRコード自体の意味も分からない方も見えたりすると思いますので、運用が始まる来年度までに広報で親切に案内していただくなど、相手が分からないと思った上で、丁寧な使い方の説明をしてもらうようお願いしたいと思いますが、いかがですかとの質疑に、広報で周知させていただきます。なお、固定資産税と軽自動車税は今年度からQRコードを導入しており、実際にお客様がQRコードの使い方が分からないと窓口で問合せがあった際に、職員が丁寧に説明をしています。今後も、しっかりと取り組んでいきたいと思ふとの答弁

でした。

以上のとおり、税務課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分については、まず、課長から追加説明として、予算書の10ページ、第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は、117万2,000円を増額するものです。

内容としては、令和2年度から令和6年度の期間において、農業用排水路や農道などの整備を、中山間地域総合整備事業の紀北2期地区を県営で現在、実施していますが、令和8年度からは、中山間地域総合整備事業の紀北3期地区を県営で実施することを計画していることに伴い、本町による農村振興基本計画の作成が事業実施の必須条件となっていることから、計画を策定するための委託料を計上するものです。

次に、第5目・農地費は、276万3,000円を増額するものですが、そのうち一般土地改良事業の59万6,000円の増額は、三重県土地改良事業団体連合会への負担金の増額です。

当該年度の負担金の算出においては、前年度、令和4年度の県営事業費の1000分の3を賦課するものですが、県営で実施された出垣内排水機場の整備事業費から算出される金額を当初予算では算入していなかったことなどに伴い、負担金を増額するものです。

最後に、農地防災事業の216万7,000円の増額は、船津川排水機場の除塵機の修繕料を計上するものです。修繕内容としては、草木などのごみ、塵芥をかき上げる熊手のような形のレーキという部分を回転させるレーキチェーンの外れ防止の板や、レールの新設、溶接固定などを計画しています。除塵機は、排水ポンプを効率よく稼働させるために重要な設備ですので、令和6年度当初から除塵機が稼働できるよう、渇水期に修繕を実施したいと考えていますとの説明があり、その後、質疑に入り、委員から歳出10ページの農業総務費、中山間地域総合整備事業について農村振興基本計画を作成し、令和8年度から県が実施する予定というもので、農業用水路を含めて計画すると聞きました。

この農業用水路は、今の時点で水利組合が管理している地域と、水利組合が管理できないということから町が管理している地域があると思いますが、今度の3期地区ではどこまでが計画に入るのか。また、水利組合が管理できずに町が管理しているところも含めて、今後計画に含めていくのかとの質疑に、現在行われているものは、令和2年度から令和6年度の期間において、中山間地域総合整備事業の紀北2期地区が県営で行われています。紀北2期地区の事業が令和6年度で終わり、令和8年度から紀北3期地区として県営で事業が実施される予定です。

農業用水路には、水利組合が維持管理している農業用水路と、水利組合が維持管理していない農業用水路がありますが、修繕などが必要な水路について、水利組合や農業者から聞き取りを行い、紀北3期地区の中山間地域総合整備事業での事業計画を立てるもので、水路等の整備について令和8年度から実施されるものを計画しています。

地区については、志子、赤羽、古里、道瀬、馬瀬、上里、中里、船津、小山浦、便ノ山地区などになりますとの答弁でした。

次に、紀北2期地区と紀北3期地区の期の意味合いと、先ほど地区名を言っていたきましたが、紀伊長島地区と海山地区ではそれぞれ幾つの地域となるのかとの質疑に、紀北2期地区、紀北3期地区の期は、期間の「期」です。紀北2期地区は令和2年度から令和6年度までの5か年で実施し、紀北3期地区については令和8年度から令和12年度までの5か年を計画しています。紀伊長島地区は8地域、海山地区は6地域を計画しており、聞き取りを予定しているところは、水利組合が存在しているところですよとの答弁でした。

次に、紀北3期地区は、紀伊長島地区では8地域、海山地区では6地域ということですが、水利組合が存在する地域が8地域と6地域あり、その水利組合から聞き取りを行い、計画を策定するという事なのか。水利組合が管理していない部分は計画の策定に入るのかとの質疑に、水利組合が維持管理していない農業用水路についても、地元の農業者などから聞き取りを行い、必要な修繕工事であれば、事業の中で実施していただきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、実際農業者がいないので水利組合が手を離してしまった農業用水路について、水利組合であれば、ある程度は農業者を把握していると思われるが、水利組合がないところの農業者への聞き取りはどのように実施するのかとの質疑に、農業用水路については、田畑に水を導く用水路、不要な水を排水する排水路があります。実際水利組合が解散して無くなってしまっている、水路としては用水路、排水路があります。用水路を利用する水利組合は無くなっていても、やはり農業者はいらっしゃいます。また、排水路もありますので、地元の農業者等に聞き取りをして、必要な整備を計画したいと考えていますとの答弁でした。

次に、聞き取りする農業者はどのように把握するのですかと質疑に、地域の農地の状況を調べるとともに、地元の自治会などへも相談し聞き取りをしますので、農業者の把握は少なからずできるものと考えていますとの答弁でした。

次に、計画を立てて、紀北町のために行う事業なので、いろいろな方に聞き取りをしないといけない状況もあると思いますので、網羅して取りこぼしがないようにお願いしたいと思

いますが、いかがですかとの質疑に、事業要望の聞き取りについては、農業者をはじめ、地元の水利組合、時には自治会などへもお声がけをして、必要な整備箇所の把握を行っていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、農村振興基本計画を作成するということで、排水路というものがあるので、水田や水稻に関することだと聞いていましたが、途中からは田畑という言葉もありました。水路がある中では、もともと田であった土地が畑に変わってしまった場所があれば、畑に水路を引いているところもあり、排水路もあると思います。

例えば、柑橘や他の作物を作っているところでは水路としてはないけれども、農村振興基本計画の中では、いろいろな作物を作っている農地や多少は作物を作っている農地、あるいは昔は作っていたが今では作られていない農地などの再生も含めて、農村振興基本計画を策定するののかとの質疑に、農業用水路をメインに説明していましたが、例えば、古里や道瀬地区では柑橘を栽培しており、計画の区域に入っています。この農村振興基本計画では農道の修繕なども計画に入れます。また、柑橘農地などの水路の整備などにも必要な整備であれば、この計画の中に入れます。いろいろな農業者等に聞き取りなどを実施し、事業を進めたいと考えていますとの答弁でした。

次に、農業者と言える部分と、日曜日だけ畑をしている方などもいると思いますし、どこで線を引くかということもあります。昔から山の谷から水を引いて途中にタンクをつくり、柑橘などへ水を引き込んでいる。水路ではないが、パイプなどで水を引いている水利組合などもあると思います。その部分の再整備も含めた計画と捉えてもよいのかとの質疑に、揚水機やポンプなどの整備についても、必要であれば計画に含めることができるものと思いますので、地元などの聞き取りをしていきたいと考えています。また、この事業は県営となりますので、事業を実施する県と相談しながら、事業実施が可能なものなのか検討していきたいと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分については、質疑として、委員から、歳出11ページ、修繕料について、本会議では炭火焼き小屋の屋根修繕と説明していましたが、修繕場所と規模、また、施設の使用用途を改めて教えてくださいとの質疑に、場所は管理棟の横にあります炭火焼きハウス、いわゆるバーベキュー棟になります。屋根のスレート部分が老朽化により雨漏りが生じていることから、屋根全体を現状のスレート板からガルバリウム鋼板へ張り替える修繕となりますとの答弁でした。

次に、スレート板からガルバリウム鋼板への交換についてですが、現状のスレート板はいつ頃に設置されたのか、また、雨漏りが発生した具体的な原因が分かれば再度説明を求めますとの質疑に、スレート板は平成10年に施設が完成してから25年経過しています。原因については老朽化もありますが、建物周辺に木が生い茂っており、屋根に干渉した枝からの水や、一部、日当たりが良くない部分もあることで、腐食が進行しているように見受けられますとの答弁でした。

次に、スレート板からガルバリウム鋼板に変更するのは耐久性の向上を考慮してのことでしょうかとの質疑に、建設課と相談しながら、スレート板よりもガルバリウム鋼板がより耐久性を確保できると考えて部材の選定をしましたとの答弁でした。

以上のとおり、商工観光課所管分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された1案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

樋口泰生教育民生常任委員長。

樋口泰生教育民生常任委員長

皆さん、おはようございます。今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件の審査のため、9月7日、木曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、老人ホーム赤羽寮、学校教育課、水道課の各課長及び寮長、そして職員の皆さんであります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案7件、請願4件の審査であります。

なお、請願第4号については、教育長から発言の訂正の申し出があったため、9月12日、火曜日にも委員会を開催いたしました。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第33号 専決処分の承認を求めることについての審査を行いました。

まず、課長から追加説明として、歳出の7ページ、予防接種事業4,441万2,000円の内訳は、死亡一時金が4,420万円、葬祭費が21万2,000円で、年齢等にかかわらず定額となっています。

歳入は6ページ、予防接種健康被害給付費負担金で、先ほどの歳出金額の100%、国からの負担金となりますとの説明があり、その後、質疑に入り、委員からまず、個人情報保護の観点から難しいと思うが、年齢や性別、申請して認定を受けるまでどれぐらいかかったのか説明いただきたいとの質疑に対し、死亡された方の年齢、性別は個人情報の特定につながるため、非公開とさせていただきたいと思います。紀北町の死亡者が年間300人程度なので、死亡日が分かると特定されるおそれがあります。申請等についても、申請日と死亡日が直結してしまふことがありますので、こちらについても個人情報ということで非公開とさせていただきたいと思いますが、給付の経緯については説明させていただきます。

ワクチン接種後に健康被害が生じたものとして、予防接種健康被害救済制度についてご遺族から町に相談があり、申請をしていただきました。町では、予防接種健康被害調査委員会を開催して、三重県知事および厚生労働大臣に進達した結果、厚生労働大臣より、当該予防接種が当該疾病及び死亡の原因となった可能性が否定できないものとして、救済制度の認定がなされ、給付を行ったものです。

厚生労働大臣からの通知が、令和5年6月20日付、三重県知事からの通知が7月5日付、7月7日に町に届いています。受理後、町長等協議して補正予算の専決処分を7月14日に行い、7月24日に支払いをしましたとの答弁でした。

また、全国的に4,000名を超える方が裁判になっていて、確定しているのが私の知る限りでは、全国で156名ぐらいだと思いますが、ご存じですかとの質疑に、裁判の件数については把握していませんが、令和5年8月4日の厚生労働省発表資料によりますと、死亡一時金の支払いは139件となっており、三重県では3例目とのことですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり承認すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第34号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分については、まず、課長から追加説明として、歳入7ページ、特別会計繰入金3,652万2,000円は、後期高齢者医療特別会計から一般会計への繰入金です。療養給付費の確定に伴う負担金の精算によるものですとの説明があり、その後、質疑に入り、委

員から療養給付費の確定に伴い一般会計に繰入れされると説明がありましたが、例年と比較して同程度の金額が繰入れされるのでしょうかとの質疑に、今年度は例年に比べて少し多い繰入れとなっています。後期高齢者医療特別会計の精算だけを見た場合、令和3年度が約1,900万円、令和2年度が約300万円、今年度が約4,000万円であり、後期高齢者医療広域連合の負担金を差し引いた8,652万2,000円が繰入金となっていますとの答弁でした。

また、今年の金額が多くなっている原因は分かれますかとの質疑に対し、こちらは療養給付費の精算に伴うもので、医療費の増減により変わってきますとの答弁でした。

続いて、医療費の個人負担に変化があったのですかとの質疑に対し、今回は療養給付費の減により3,652万2,000円を一般会計に繰入れすることになりましたとの答弁でした。

次に、後期高齢者医療被保険者2割負担の方の割合を教えてくださいとの質疑に、令和4年度末の数字ですが、紀北町の後期高齢者医療被保険者の約10%が2割負担です。参考ですが、三重県平均では約20%が2割負担ですとの答弁でした。

また、2割負担以外の方の割合も教えてくださいとの質疑に、3割負担が3%、1割負担が87%です。参考ですが、県平均では3割負担が6%、1割負担が74%になっていますとの答弁でした。

以上のとおり、住民課所管分について質疑を終了しました。

訂正お願いします。先ほど、私が申し上げました後期高齢者医療広域連合の負担金を差し引いた金額のことを8,652万2,000円と申し上げましたが、すみません、訂正をお願いします。3,652万2,000円でございます。申し訳ございませんでした。

次に、福祉保健課所管分については、質疑として、三重県の子育て支援の目玉事業ということで、紀北町は全小中学生にヘルメットを給付するという事に決定しました。なぜヘルメットの給付なのか、申請事業決定までの経緯を教えてくださいとの質疑に対し、役場内のグループウェアの掲示板で各課に周知を行い、事業を募集しました。その後、6月に町長、副町長、財政課、福祉保健課で担当課とのヒアリングを行い、決定をしましたとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分については、質疑として、この子育て支援について、出生率を上げるのに祝金を出している市町もたくさんありますが、紀北町においてヘルメットの給付事業に至った経緯を教えてくださいとの質疑に対し、道路交通法の改正があり、令和5年4月1日から自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務化された中で、町内、小中学校の児童生徒にヘルメットの着用についての啓発を行っていましたが、努力義務ということもあって、

家庭の経済的事情で用意できないケースもあり、着用率は低い状況と聞いています。そういった状況の中で、自転車用ヘルメットを給付することで、児童生徒の安全確保と家庭の経済的負担の軽減が見込まれると考え、この事業内容に決めましたとの答弁でした。

また、小学1年生は、新入の際に自転車用ではないヘルメットをいただきたいと思います。中学校は、自転車通学の子はすでにもうヘルメットをかぶって通学していると思います。小さい子どもたちも、既にかぶっているように見受けられますが、その辺のことも加味されて、調査されての結果なのかどうかをお伺いしますとの質疑に、ヘルメットに関しては、紀北町内の着用率は分かりかねる状況ですが、三重県の6月の状況としては11.7%ほどです。

また、中学校で通学用のヘルメットはありますが、ふだんの着用率に課題があることから、自分で好みのものを選んでいただけるようにする予定です。通学時に限らず、ふだんもつけたいと思えるようにということがその理由です。

小学校は自転車通学がありませんが、先ほど言われた1年生の時に配付されているというのは、交通安全協会から配られていまして、それは、学校のほうへ常設しているような状況です。何か学校であった際は、すぐヘルメットをかぶって避難するというようなことも想定しています。努力義務なので、すでに購入している方もいらっしゃるかと思いますが、今回は全員に用意させてもらおうということで計画していますとの答弁でした。

次に、命に係わる問題であることから、JIS規格適合品であることは1番大切だと思いますが、1人当たり幾らぐらいの単価のものを予定していますか。また、既に持っているから要らないという方もいると思いますが、その点はどうされる予定でしょうかとの質疑に対し、1人当たりの費用としては8,000円程度を予定しています。既にヘルメットを持っている方については、全体でアンケートを取って、要るか要らないかということも確認したいと考えていますとの答弁でした。

好きなものを選ぶというのは、単価が同じで色などを選べるということですか。形も選べるのか。何種類かあるんでしょうかとの質疑に対し、8,000円を上回らない範囲で、幾つかの種類、色を選べるようにする計画です。好きなデザイン、色でかぶっていただければ、安全が保てるのではないかと考えていますとの答弁でした。

また、文化総合クラブの楽器整備について、他の中学校にも文化総合クラブがあって、潮南中学校だけのことではないのかもしれませんが、詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、文化部は町内各4中学校にあります。少子化ということもあり、運動部は特に単独で活動がしにくいような状況になっています。これからの部活動のあり方ということで、教育委

員会のほうでもいろいろと検討をしているような状況ですが、文化部だけではなく 1 つの学校を拠点として、合同で活動するということも考えていますとの答弁でした。

また、具体的には何を購入するのでしょうかとの質疑に対し、音響設備では、マイク、スピーカー、大きなアンプです。楽器関係については、ギター、ベース、ドラムセットの購入を考えていますとの答弁でした。

次に、スクールバスの安全装置について説明を、との質疑に、基本的な装置の仕様は自動検知式、降車時確認式の 2 種類あり、スクールバスにおいては降車時確認式の取り付けを予定していますとの答弁でした。

また、歳出 12 ページのバスの修繕費 74 万 3, 000 円を具体的に説明してくださいとの質疑に対し、こちらはスクールバス 5 台分の送迎バス用の安全装置に係る費用となりますとの答弁でした。

以上のとおり、学校教育課所管分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第 35 号 令和 5 年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の審査を行いました。

質疑として、普通交付金の状況を教えてくださいとの質疑に対し、普通交付金は令和 3 年度、4 年度の医療費等に応じて計算されますが、その確定による増額です。増額分に対して歳出も増えていますとの答弁でした。

また、努力支援の金額が減っている理由を教えてくださいとの質疑に対し、国から県に入る交付金の額の減少により、努力支援の額が減っています。努力支援の金額ですが、人口割で見ますと 29 市町中、10 位になっていますとの答弁でした。

次に、産前産後保険料減免対応システムの導入について詳しく説明をとの質疑に対し、令和 6 年 1 月から施行される国民健康保険産前産後の方に対する保険料の減免のシステム改修となっていますとの答弁でした。

減免の具体的な内容について説明をとの質疑に対し、出産予定日を基準に産前 1 か月、産後 3 か月の保険料のうち、所得割、均等割を減免することになっていますとの答弁でした。

また、産前産後の収入がなくなっても保険料を納付しなければならないという状況を聞く

ことがありましたが、安心して出産できる条件が整ったということで理解してよろしいでしょうかとの質疑に対し、その通りですとの答弁でした。

次に、出産育児一時金が50万円に増額されましたが、今回の制度とは別ですかとの質疑に、出産育児一時金と今回の産前産後の保険料減免は別になります。出産育児一時金は令和5年4月から条例改正を行い施行していますが、現在、国民健康保険の対象者で1名の支給がありましたとの答弁でした。

次に、財政調整基金積立金で1,527万6,000円とありますが、国民健康保険はこのような制度があるのですかと質疑に、財政調整基金ですが、国民健康保険が健全に運営されるためにある基金で、現在約1億円の積立てがありますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第36号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑として、後期高齢者医療広域連合納付金が405万4,000円計上されていますが、保険料の2割の負担割合が追加されたことと関係ありますかとの質疑に対し、後期高齢者医療広域連合の負担金は令和5年3月に補正予算で確定しますが、令和4年度の保険料が出納閉鎖期間である令和5年4月、5月にも納付がありますので、歳出に計上していますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第37号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

質疑として、予算書7ページ、△マイナス89万8,000円のその他とは何ですかとの質疑に対し、財源のマイナス89万8,000円については、当初予算で基金繰入金を費用に充てていたのを、今回剰余金が発生したので、積立金を取り崩す必要がなくなったため取下げし、一般財源のほうで賄うことにしています。財源の組替えということで理解いただきたいですとの答弁でした。

また、一般財源を入れる予定だったのですかと質疑に対し、不足分については、基金を取り崩して当初に充てていましたが、繰越金が発生したため、取崩しをする必要がなくなったので、基金繰入金を減にしています。特別会計での一般財源とは、サービス収入のことで

すとの答弁でした。

また、剰余金が発生した説明をお願いしますとの質疑に対し、歳計剰余金としては、前年度の歳入と歳出の差引きで残った部分を繰入金として例年計上しています。これまでは、その繰越金以上に当該年度の不足分が出てきて、積立金を取り崩してしまいましたが、現時点では取崩しが必要ない状況になります。今後、どのような経費が必要になってくるか分かりませんが、今のところ取崩しなしで予算が立てられる状態ですとの答弁でした。

次に、基金取崩しが必要なくなったとのことで利用者が増加したなど、どのような改善がなされたか、さらに詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、主な収入源はサービス収入ということで、利用者の数に左右される部分ですが、利用者数はあまり増えていないのが現状です。今の傾向としては、昨年に比べると現状維持から若干減少しています。

また、ショートステイの利用者確保も努力しています。ショートステイについては、予算を上回るペースで今のところは利用していただいています。決算見込みとしては、若干予算を下回ってしまう状況であると考えていますとの答弁でした。

また、ショートステイ利用増加の理由は。そして、分析説明をとの質疑に、ショートステイの利用については、緊急性もありますが、最近多くなっているのはロングショートです。利用者獲得としては、職員、ケアマネジャーがいろいろな機関に働きかけをし、利用が進んでいるところです。また、夜勤者の数としては、利用人数が増加しても職員数は変わらず勤務していますとの答弁でした。

ショートステイと入所の差、ショートステイの利用日数の期限を教えてくださいとの質疑に、特養へ入所するには、介護度3以上が必要となります。ショート利用時点で、介護度1から2の方が認定変更され、特養へ入所となる場合や、入所までショートでつなぐ場合もあります。ショートの利用日数の期限としては、原則30日となっていますとの答弁でした。

次に、現在の赤羽寮の定員数と入所者数を教えてくださいとの質疑に対し、9月1日現在、特別養護については定員50名のところ、入所者35名です。ショートステイについては、空きベッドを利用し、最大5名まで対応させていただくことになっています。こちらについては常時いるわけではないので、今、何名いるとはお答えしかねますが、予算以上に多く利用いただいていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第38号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についての審査を

行いました。

質疑として、令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）、3条における括弧書き内の数字の説明及び第1款・収入における企業債収入の詳細について説明を求めますとの質疑に対し、消費税資本的収支調整額については、資本的支出にかかる消費税から資本的収入にかかる消費税を差し引いた額になります。損益勘定留保資金については、減価償却費と資産減耗費の中の固定資産除却費を足したのから長期前受金戻入を差し引いた額となります。企業債収入の利率については、5.0%以内となっています。直近の令和4年度の利率については1.4%となっていますとの答弁でした。

また、水道収入の中で多く水道を使用している企業は把握していますか。また、それらの企業が水道を使用しなくなった場合、水道事業の経営に問題はありませんかとの質疑に対し、水道を多く使用している企業の把握はしていませんが、決算の純利益を見ますと年々減少しており、それらの企業が水道を使用しなくなった場合、経営はかなり圧迫されるのではないかと考えていますとの答弁でした。

次に、資本的収入にかかる企業債の償還について、補助率はどうなっていますかとの質疑に対し、水道事業会計においては、上水道事業債を借りています。こちらについては、交付税算入がない起債であり100%の償還となっていますとの答弁でした。

インフラの整備事業であっても、交付税算入がないのですかとの質疑に対し、以前に借りていた過疎債及び簡易水道事業債については交付税算入はあるのですが、現在借りている上水道事業債については交付税算入はありませんとの答弁でした。

当町においては過疎地であり、過疎債が利用できないのはおかしいと思いますが、そのあたりはどうですかとの質疑に対し、過疎債については、財政課で割り振りをしており、水道課まで回ってこないのが現状で、そのため、上水道事業債で借入れをしていますとの答弁でした。

過疎債について、利用できるよう関係各所に働きかけていただきたいとの質疑に対し、財政課をはじめとして関係各所と協議してまいりますとの答弁でした。

次に、資本的収入の相賀橋架替工事に伴う仮設工事にかかる工事負担金の減額について、説明を求めますとの質疑に、4月に入り、三重県と工事内容について協議していく中で、本設工事と仮設工事があるとの指摘を受け、本設工事にかかる費用については補償の対象外とことから、減額補正をすることになりましたとの答弁でした。

有収水量率及び高水温対策について説明を求めますとの質疑に対し、夏場になると特に管

末において高水温となることから、古里、道瀬地区等において、水を抜いて水温を下げています。時期については5月下旬から9月末日を目途に実施してまいりますとの答弁でした。

また、近年気温が上昇している中で有収水量率の数値は変化していますか。また、有収水量率が低い要因として捨て水、漏水等幾つかの理由があると思いますが、割合等を把握していれば説明してくださいとの質疑に対し、捨て水の量については気温の上昇とともに増加しています。有収水量率で申し上げますと3%から4%になると思います。また、有収水量率は58%くらいまで上がってくるのではないかと思いますとの答弁でした。

次に、白浦地区、島勝浦地区においても捨て水は実施していますかとの質疑に、実施していませんとの答弁でした。

現在の資金残高での今後10年の経営見通しはどうですかとの質疑に対し、エネルギー価格や原材料の価格の高騰があり、なかなか難しいのではないかと考えています。対応については課内で協議しているところではありますが、経費の削減にも限度があり、水道料金の値上げも方法のひとつとして検討しているところですよとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第39号 令和4年度紀北町水道事業会計利益の処分についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書についての審査を行いました。

事務局から請願書の朗読と、紹介議員から内容説明の後、紹介議員への質疑が行われました。

質疑として大切な請願内容だと思いますが、毎年同じ内容で提出されているのですが、請願者の方々本人は見たことがないことについて、紹介議員はどのようにお考えか。また、昨年と比較してよくなった点等、具体的に分かるようでしたらご説明くださいとの質疑に対し、提案者が一人も来ない理由としては、請願者が教員であるため日中は授業等があり、なかなか欠席をして委員会に出席することが困難であるためですが、2名の先生と事前に調整を行い、すぐに連絡を取り合えるように態勢を整えています。

今年変わった点としては、一人1台端末の整備に対して補助金が出たのですが、今後メン

テナンスや更新となった際、各自治体が負担するという事になっているので、国庫負担の拡充をお願いするということですとの答弁でした。

また、義務教育費国庫負担制度の存続とありますが、国庫負担割合については明確なのでしょうか。どこまで拡充してほしいのか、今現在どれだけの国庫補助があるのか説明を求めますとの質疑に対し、国庫負担制度に関して分かる範囲で申し上げますと、公立の小中学校の職員の給料、その他の給料、退職手当等、報酬等に要する経費の3分の1を、また、教科書の無償配布、また、一人1台端末についても3,700万円ほどとなっていますとの答弁でした。

次に、今の説明ですと、職員の皆様の給料のお話、義務教育を受ける側の子どもたちのお話が混ざっていますので、そのところは明確に分けた資料を持った上で請願書を作成されたほうがよいかと思います。また、文科省を通じて提出したほうが効果的ではないかとの質疑に対し、文科省を通じて提出することについては、請願者にも伝えて今後の参考にさせていただきたいと思いますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論として、今後ますます、子どもたちに教育が必要な時代だと思います。シンガポールやインドに負けないように、国のほうに頑張ってください、教育に一番力を入れないといけないと思うわけです。また、この請願者の皆さんも同じだと思いますので、本当に感銘しております。強く感謝申し上げて、賛成の討論とさせていただきます。

次に、賛成者として今の賛成討論に加えて大賛成ですが、請願者の方たちとやっぱり会議を持つ必要があるのではないかと思います。それによって学校の内情も分かるし調べることできる。会議の提案をした上で賛成といたしますという賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成。

よって本案は、採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当と認められるためであります。

次に、請願第2号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書についての審査を行いました。

事務局から請願書の朗読と、紹介議員から内容説明の後、紹介議員への質疑が行われました。

まず、複式学級というのは小学1年生と3年生という組合せも可能なのでしょうかとの質疑に対し、紀北町では現状ないですが、2年生がいない場合はそのような組合せも可能であ

り、国のほうからもそのように指導がある状況ですとの答弁でした。

また、1年、2年、3年の3学年で複式学級は可能なのでしょうかとの質疑に対し、基本的には複式は2つの学年ということになりますとの答弁でした。

次に、外国籍の児童生徒が増えている中で、外国籍の教員の拡充とありますが、これは外国語が話せればそれでよいのか、それとも日本語も併せて話せる必要があるのか、どのような基準で要望しているのか教えてくださいとの質疑に対し、外国籍の児童生徒への対応としては、県の事業を活用して、フィリピン国籍の児童生徒の対応を専門とする方の派遣をしてもらっています。また、退職した英語教諭を介助教員として雇い、対応していますとの答弁でした。

児童生徒は減っているのに先生を増やしてほしいという要望になるかと思いますが、統合を望む要望書はないのでしょうかとの質疑に対し、統合については、社会性を身につけるという意味では、将来的には統合の方向でよいと個人的には考えていますが、現在としてはそこまで話は進んでいません。また、児童生徒の特性によっては少人数のほうが教育的効果や効率がよいケースもあるということを知っていますとの答弁でした。

また、近い将来、統廃合を考えていかななくてはならないというお返事は、19年前から教育長からいただいています。今となつては緊急にやらなければいけない課題として取り上げて、児童生徒数や複式の状況等で基準を設けて、誰の目から見ても誰に説明をしても分かってもらえるような提言をすべきだと思います。

少人数学校にもメリットはあるかと思いますが、国の方でも配慮された制度が立ち上がってきている状況の中で、紀北町は少人数学校でもよいという理由づけにはならないと思いますが、どのようにお考えでしょうかとの質疑に対し、早急には言いませんが、地域の考え方も考慮しながら考えていかないといけない時期だと思っています。そのために、教育委員会のほうに手を打っていただく必要があるかと思いますがとの答弁でした。

次に、県に廃校の基準というものはあるのでしょうか。統廃合した際の制度的なメリット等があるのであれば、それは国や県が勧めているということになると思いますが、いかがですかとの質疑に対し、統廃合をする、しないには関係なく、児童生徒数が20人を下回った学校については、毎年、児童生徒数の推移等も含めて現状を説明する場を設けて、保護者に向けて説明をしたり、資料を配付したりしています。県では廃校になる基準というのは設けていないように思われますとの答弁でした。

次に、児童生徒数が一桁になっても学校として認めてもらえるのですかとの質疑に対し、

一桁の児童生徒数でも学校は存続可能ですとの答弁でした。

次に、複式学級を含め、少人数教育には、児童一人一人に目が行き届いており、様々な面でメリットがあります。一概に児童生徒数は多いほうがよいとは言えないと考えます。文科省も子ども一人一人の知能を伸ばすための教育を目論んでいることから、そういった教育が求められているのではないかと質疑に対し、学習面においては個別指導が一番よいと思いますが、クラブ活動や社会性の側面からするとデメリットもあるかと思います。ただ、個別指導等の効果や効率を求めすぎると予算等の現実的な課題もありますので、バランスが大切かと考えますとの答弁でした。

次に、教員不足ということですが、採用枠が狭くなっているのか、成り手がいないのか、どちらでしょうかとの質疑に対し、教員不足の原因としては、志願者が減る傾向にあり、県が採用を絞っていることはありません。紀北町としては、産休や病休で欠員になった際に代替の職員を確保するのに苦慮している状況ですとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当と認められるためであります。

次に、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書についての審査を行いました。

事務局から請願書の朗読と、紹介議員から内容説明の後、紹介議員への質疑が行われました。

まず委員から、貧困の定義について教えてください。また、町の現状について教えてくださいとの質疑に対し、貧困には、絶対的貧困と相対的貧困の2種類があります。絶対的貧困とは人が人として生活する上で必要となる金額で判断します。

ここで問題となっている相対的貧困については、世帯収入から税金等、必須項目を控除した結果、127万円がないと文化的に生活ができないという基準となっており、それを下回る子どもにとっては非常に辛い状態であると判断します。

コロナに入ってから、給食費無償とか教育にかかわるお金や学用品として支給することで、若干改善しています。

しかしながら、全体的にOECD加盟国全体で見ると、日本はだんだん下がってきて、15年かけて1番低いところまできました。そして今、貧困は弱者、つまり子どもたちについてしまいがちなので、町としては、子どもに等しく教育を受ける権利をあげたいということが

趣旨となりますとの答弁でした。

次に、この原本の中段に、紀北町においては、今年度の就学援助児童生徒は小学校で全体の43%、中学校は30%とありますが、小学校は6年あるわけで、生徒数が多いのは分かるのですが、このパーセンテージが13%も違ってくるというのは、中学校になるとお金がかからないということですかとの質疑に、その要因については分かりかねますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論として、先ほど申しましたように、細部にわたって子どもの生活を見守っていただきたい。ただ言葉だけが独り歩きするんじゃないくて、実際に当町で困っている子どもたちがいるのかという、国に要望する前に、まず当町でやるべきことをやった上でやっていただきたいということを強くお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

また、この議論を踏まえて、教育関係者と事が成就するように持っていくようにお願いしたいと思います。それをもって賛成したいと思いますという賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成。

よって本案は、採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当と認められるためであります。

次に、請願第4号 防災対策の充実を求める請願書についての審査を行いました。

事務局から請願書の朗読と、紹介議員からの内容説明の後、紹介議員への質疑が行われました。

委員から、この請願の理由の中に、津波襲来時の緊急避難場所として中学校が1校とあります。国の津波防災地域づくりに関する法律ができ、計画も立てなさいと言われてから、当町では紀北中学校を建てています。それならば、ここが2校になっていないといけないはずですが。この請願内容は国に出す前に町長に出すべきかと思いますが、どう思われますか。この中学校1校とはどこのことですかとの質疑に対し、津波が襲来時緊急避難場所と指定されている中学とは潮南中学校を指しており、紀北中学校ではありませんとの答弁でした。

次に、津波防災地域づくりに関する法律は何年にできていますか。また、紀北中学校は何年に建っていますかとの質疑に対し、紀北中学校の校舍建築年数は平成24年7月です。また、津波防災地域づくりに関する法律は、後日報告させていただきますとの答弁でした。ちなみにこの後日と言うのは今日になりまして、請願第4号、議員の質疑で、津波防災地域づくりに関する法律がいつできたのかについては、平成23年12月14日ということで、本日、報告がございました。

次に、安全な町を作りたい、子どもたちを守りたい、町民を守りたいと思うのであれば、すべての当町の現状を知った上で書かなければ恥ずかしい思いをするだけではないかと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、そのようなご意見をいただいたということを伝えさせていただきますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、賛成したいのですが、現状では実効性を担保したいという切実なる思いから、これには賛成しかねます。私の思いは教育長も知っていると思いますので、そこら辺を含めて、何らかの対策を考えていただくことを期待して反対とします。また、賛成の機会が得られることを期待しておきますとの反対討論があり、賛成討論として、これを書かれた、要望された皆さんは、当然子どもたちや町民たちの安全を強く願っておられるのはよく分かります。そしてまた、この方々が平成24年に紀北中学校が現状維持のままの高さで決定した時には、さぞ残念な思いであったろうとお察しします。

そういった思いがあっても、この文章をすぐに出して議決が変わらないですよ。本来これをもう一度、当町の執行部の皆さんにも見ていただいて、これを見た上で、執行部に対する皮肉だと、我々がやるべきことをやらなかったがゆえに飛び越えて国に行ってしまったのだと、そういう深い反省を持っていただきたい。そういった思いから、この文章を国に要望することに賛成させていただきますという賛成討論がありました。

採決に入り、賛成多数。

よって本案は、採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当と認められるためであります。

以上で、本委員会に付託された11案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

(午前 10時 43分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 00分)

入江康仁議長

それでは続きまして、各委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第34号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第34号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第35号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第36号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第37号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第38号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第39号 令和4年度紀北町水道事業会計利益の処分についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第2号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第4号 防災対策の充実を求める請願書の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第3

入江康仁議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

お諮りします。

日程第3 議案第33号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4

入江康仁議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第4 議案第34号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第34号 令和5年度紀北町一般会計補正予算の賛成討論を行います。

今年の4月1日から道路交通法の改正により、自転車のヘルメット着用が努力義務になりました。それは自転車に乗る全ての人が、ヘルメットをかぶることに努めなければならないと改正されました。3月31日までは13歳未満の子どもにヘルメットをかぶらせるよう、努めなければならないとなっていました。平成20年6月1日に改正道路交通法が施行され、児童

また幼児を保護する責任ある者は、児童また幼児を自転車に乗車させるときや、自転車に同乗させるときは乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないとされていました。罰則はありませんが、子どもの安全のため、必ず着用させてくださいと他の町のホームページにもあります。また、小さな子どもが、多くヘルメットを着用していたのはそのためだったと改めて認識いたしました。

ますます、今回の予算で小学生の皆さんの努力義務が進む、また、中学生の生徒の努力義務が進むことを期待します。そして、ヘルメットの補助はむしろ成人にも必要だと思います。既に実施している自治体も全国的にはあります。

また、生活保護利用者の方には、必要経費で就労・就学用の自転車用ヘルメットの購入や教育扶助の交通費の実費として認められるという改正もありました。

このようなことも、ますます認識していただきまして、よりよい住みやすいまちづくりができると思いますので、賛成討論といたします。

入江康仁議長

ほかに、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第34号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 議案第35号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第35号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第36号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第36号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第37号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第37号についても、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8

入江康仁議長

次に、日程第8 議案第38号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第38号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 9

入江康仁議長

次に、日程第 9 議案第39号 令和 4 年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 9 議案第39号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第10 請願第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 請願第2号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第11 請願第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

6番 東篤布。私は教育民生の一員でありまして、その中で、我々で審議させていただいた案件であります。

まず、この請願文書を出された皆さんに感謝申し上げるとともに、また、要望を申し上げまして賛成討論とさせていただきます。

まず、この請願文書にありますように、子どもの貧困対策の推進と就学、もう一つの修学ですね。関わる制度の拡充を求める請願、いわゆる貧困対策をもう少し推し進めていただきたい。こう国に要望書を出されるということは、自分たちが常日頃から貧困対策についてももう少し何とかならないか、当町は手薄で無かろうかと考えるからこそ出てきた文書だと思います。

先ほど、11番議員さんが当初委員会で述べられた発言を撤回されましたが、私は11番議員さんのおっしゃった本意と言いましょ、その優しい気持ちは十分に委員会でも取ってとれました。なぜならば、一人でもそういった困った子どもたちが出ないように、もちろん、先生が自分でも炊き出しとかやっておられる先生です。ただ残念ながら、当町には子ども食堂などというのはございませんですね。コロナで学校給食につきましては無料になりましたけれども、全国に先駆けてやっておられる市町もございますけれども、どうか我が町におかれましても、このとてもおいしい給食です。無償にさせていただきたいと、このように強く願っております。

この貧困対策、そういった意味で、出された皆様に感謝するとともに、きめの細かいいわゆる配慮と目配りをしていただきたいと強く要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

入江康仁議長

ほかに、原案に賛成討論をされる方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第12 請願第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 請願第4号 防災対策の充実を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

6番 東篤布、賛成討論をさせていただきます。

防災対策の充実を求める請願書、先ほど、委員長の報告にもありましたように、やはりこの国に出す前にわが町に出されてはどうかという意見が出たということでありましたが、なぜそのような発言があったかと言いますと、東北の震災、いわゆる2011年3月11日、平成で言いますと23年3月11日、大勢の皆様がお亡くなりになった震災です。それが23年3月、その年の12月に国から津波防災地域づくりに関する法律というのができてございます。

その年が明けた次の平成24年度に、西暦で言うならば2012年、7月であったか8月であったか忘れましたが、当町はある校舎を新築いたしました。当時、東北の震災を踏まえて高台に等々の意見も多々ありましたけれども、時間を急ぐということで現状のままの位置に、現状の高さでということがございました。

この請願書を出された皆様はそのことを多分ご存じであろうと思いますね。それを踏まえた上での国への要望なんでしょうけれども、やはり、この皆さんに分かってほしいのは、国が、法律ができた、地域づくり、津波に対する防災、限定しているのですね。高潮対策ではないです。津波防災に対する地域づくりに関する法律ができてます。この中には明確にうたわれておるわけですね。そこらを踏まえて一議員として深い反省を踏まえた上で、皆様が訴

えるところを、意味を深く肝に刻んで、賛成討論と代えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

入江康仁議長

ほかに、賛成討論される方ありませんか。

5 番 原隆伸議員。

5 番 原隆伸議員

請願第4号 防災対策の充実を求める請願書に対して、私は教育民生常任委員会において反対討論を行いました。それは紀北町の現状をもう少し精査して、もっと実効性がある働きかけができないか、また、実効性のある結果が生まれないか。そのような思いから、私の、本来の賛成したい、もっともっと安全・安心への取組をしていただきたいという思いに反し、この状態ではもう少しという思いがあります。

先日、紹介議員から請願者とお会いし、私の思いをご理解し、そういう働きかけを今後、続けていくというご意向をいただきましたので、この場をもちまして賛成討論とさせていただきます。

紀北町は、津波襲来時の緊急避難所として、中学校が1校しかない。この現実は何とかせないかんと思うんですよね。だから、この紀北町の現状を精査して、それを実効性を高めるためにどうやって働きかけをしたらいいのか、どうすればいいのか、それをこの請願者が、今後、取り組んでいただくということでございますので、大賛成するつもりで賛成討論いたします。

ご賛同のほど、よろしくお願いします。

入江康仁議長

ほかに、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第13 請願第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

ここで特別委員会からの発議案及び先ほどの請願に伴う意見書案提出のため、暫時休憩といたします。

(午前 11時 29分)

入江康仁議長

それでは時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 40分)

日程の追加

入江康仁議長

発議案1件と意見書案4件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として直ちに議題としたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、発議案1件と意見書案4件については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

入江康仁議長

まず、追加日程第1、発議第4号 紀北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議

題といたします。

それでは、提案者から提案説明を求めます。

7 番 奥村仁議会改革調査検討特別委員長。

奥村仁議会改革調査検討特別委員長

それでは、発議第 4 号について説明させていただきます。

発議第 4 号

令和 5 年 9 月 15 日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 議会改革調査検討特別委員長 奥村 仁

紀北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第 6 項及び紀北町議会会議規則第14条第 3 項の規定により提出する。

提案理由

紀北町議会議員が紀北町に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として、本条例を制定するため。

それでは、紀北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、説明させていただきます。

2 ページをお願いします。

まず、第 1 条は、目的で請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的に、本条例を制定することを規定しています。

次に、第 2 条は、報告について規定しております。

毎年度の出納閉鎖後の 6 月に、前年度の請負の報告を義務づけるとともに、報告内容の訂正義務も規定しております。

次に、第 3 条は、報告の一覧の作成及び公表について規定しております。

次に、第 4 条は、報告等の保存及び閲覧等について規定しております。

次に、第 5 条は、委任で施行に必要な事項は議長が定めるとしております。

最後に附則ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日に始まる会計年度における請負から適用することとしております。

説明は以上であります。

入江康仁議長

以上で、提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 発議第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第2～追加日程第5

入江康仁議長

次に、意見書案4件については、提案者より趣旨説明を求めるに当たり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案4件については、提案者から一括して趣旨説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して趣旨説明を求めます。

3番 岡村哲雄議員。

3番 岡村哲雄議員

それでは、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

意見書案第1号

令和5年9月15日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 宮地 忍

賛成者 紀北町議会議員 平野 隆久

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
次のページをお願いします。

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

趣旨

義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源を確保すること。

理由

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

かつては対象であった教材費等は、1985年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっています。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の

拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

三重県において、急速にすすめられた教育のＩＣＴ化により、小中学校においては、地方財政措置により、１人１台端末が整備されました。しかし、端末の修繕費、家庭等での通信費、その他の保守に関する経費等の負担状況には、自治体間の格差が生じています。教育環境の水準の維持向上にあたってその格差を生じさせないようにするためにも、地方財政措置ではなく、国庫負担による財源の確保が必要です。

また、2021年８月改正の学校教育法施行規則に新たに定められた情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは学校図書館法に定められている学校司書についても地方財政措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置であり、結果的に自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況となっています。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の充実を含めた制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和５年９月15日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 入江 康仁

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財 務 大 臣 鈴木 俊一 様

次に、意見書案第２号

令和５年９月15日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 宮地 忍

賛成者 紀北町議会議員 平野 隆久

教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

１枚めくっていただきまして、

教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員

定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

趣旨

子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

理由

2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに改善され、小学校35人学級が段階的に実現することとなりましたが、わたしたちが求めつづけている、学校現場の人的配置の充実の声は反映されず、2023年度の教職員定数についても、基礎定数化に伴う教職員配置の見直し等により教職員の自然減を上まわる定数の措置には至っていません。また、中学校の学級編制の標準や高等学校等の教職員定数の標準の改善については示されていません。

また、全国的に「教員不足」、「教職員未配置」の問題が深刻化しています。三重県においても、今年度県内公立学校において本来配置されるべき教職員に年度当初から欠員が生じたり、産育休等の休暇・休業取得者の代替教職員が不補充あるいは、短時間勤務者での代替となったりしている状況が見られます。当然にも、満たされるべき定数の教職員が学校現場に配置されていない現状を、わたしたちは到底看過することはできません。多忙をきわめる学校現場で、これは危機的状況にあるといえます。

紀北町においては、1クラス当たりの児童生徒数は少ないものの、複式学級を有する学校が多くあります。複式学級は異学年間のつながりができたり、児童・生徒の自主性が育成されたりというメリットはあるものの、一人の教師が2学年の授業を受け持ったり、子どもたちが授業の半分の時間を自分たちで進めたりすることは負担です。

また、近年、外国籍の児童生徒が増加しており就学に支援を必要としています。昨年度も加配措置をとっていただきましたが、日本語が定着するまでの個別指導を行うなど人的に相当な苦勞がありました。

教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものです。子どもたちが安全・安心に学べるようにするためにも、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行およびすべての校種における学級編制の標準と教職員定数の標準を改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

一方で、OECD諸外国と比べ教育費の私費負担が高額〔高等教育段階における私費負担

割合67%（OECD 平均 31%）] となっている現状があります。家庭の現実を目を向ければ、光熱費や物価の高騰による保護者の負担増など、厳しい状況があります。くわえて、教育のICT化に伴う機器の整備費や通信費等の保護者負担も生じています。少子化の進む中、教育費の公財政支出を充実させて、保護者負担の軽減を図ることは有効な少子化対策にもなります。

公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考えます。

以上のような理由から、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 入江 康仁

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

文部科学大臣 盛山 正仁 様

次に、意見書案第3号

令和5年9月15日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 宮地 忍

賛成者 紀北町議会議員 平野 隆久

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

1枚めくっていただきまして、

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

趣旨

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

理由

現在の「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念には、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援

等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす」と示されています。支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させる取組や、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援を行うなどの取組が今以上に進められていく必要があり、貧困の連鎖を断ち切るための教育にかかわる公的な支援が、きわめて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

厚生労働省の「国民生活基礎調査（2022）」によると、「子どもの貧困率」は11.5%、およそ子ども9人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は44.5%と、大人が2人以上いる世帯（8.6%）より著しく厳しい経済状況に置かれています

また、総務省発表による消費者物価指数における前年同月比は依然として、3%を超える上昇がみられており、家計への負担増大が続いております。

紀北町においては、今年度就学援助児童生徒が小学校415人中180人（全体の43%）、中学校254人中75人（全体の30%）となっており、この地域においても公的な支援がきわめて重要であるといえます。紀北町独自の取組として、小学校の新一年生に対しての学用品の支給や児童生徒給食費支援、子育て応援給付金などの取組をしていただきました。しかし、これらは各自治体が負担するものではなく、国が未来を担う子どもたちの学びへの支援の拡充を行うべきものであると考えます。

今年度、三重県においては、県独自の支援として国の高校生等奨学給付金制度における給付額に上乗せする補正予算が組まれました。国によるこの制度の給付額が不十分であることは明確で、ほかにも第1子と第2子以降とで給付額に差があることなどの課題があります。経済格差を教育格差に結びつけないために制度・施策のよりいっそうの充実が求められます。

国により、今後進められるようとしている児童手当の充実等の子ども関連施策についてもさらなる充実と、国による財源の十分な確保が求められます。そしてすべての子どもたちにとってよりよいものとなることが望まれます。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 入江 康仁

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

文部科学大臣 盛山 正仁 様

最後に、意見書案第4号

令和5年9月15日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 宮地 忍

賛成者 紀北町議会議員 平野 隆久

防災対策の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

1枚めくっていただきまして、

防災対策の充実を求める意見書

趣旨

子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

理由

2022年4月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の25.1%にあたる124校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校は避難所に指定されています。時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺に無く、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められています。国による津波対策のための不適格改築事業については、2015年度に制度の拡充がなされたものの、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にも進んでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。また、近年、地震・津波だけではなく、線状降水帯による豪雨や台風による洪水・浸水などの危険性が高まっており、これらの災害に備えた避難所の重要性も増してきています。

紀北町においても、津波襲来時の緊急避難場所として中学校が1校、その他の災害発生時の指定避難場所として多くの小中学校が指定されています。

感染症が流行している最中であっても、災害時には避難所は開設されます。新型コロナウイルス感染症感染拡大時に国が出された国のガイドラインでは、準備スペースの適切な分離や必要な備品等が記載されていましたが、自治体間格差が生じるなど、国による責任ある十分な

財政的措置が講じられたとは言えない状況でした。災害や感染症は、いつ発生するかわかりません。性やプライバシーに関する課題への対応、また、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しています。国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 入江 康仁

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

文部科学大臣 盛山 正仁 様

以上で、意見書案4件の趣旨説明を終わります。

失礼しました。

防災対策の充実を求める意見書のところで、趣旨のところでちょっと間違いがありましたので、もう一度読み直して訂正させていただきます。

防災対策の充実を求める意見書

趣旨

子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

以上でございます。

入江康仁議長

以上で、趣旨説明を終わります。

追加日程第2

入江康仁議長

これより各議案の審議に入ります。

追加日程第2 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第3

入江康仁議長

次に、追加日程第3 意見書案第2号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の

実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第4

入江康仁議長

次に、追加日程第4 意見書案第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第4 意見書案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第5

入江康仁議長

次に、追加日程第5 意見書案第4号 防災対策の充実を求める意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第5 意見書案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月5日に開会されました本定例会におきましては、本日まで終始熱心にご審議いただき、上程いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご可決を賜り、誠にありがと

うございました。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら町政経営に当たってまいります。

さて、9月も中旬に差しかかり、台風の襲来や秋雨前線等が気になるころではございますが、今月と来月には幼稚園や小中学校で運動会が開催され、子どもたちが元気いっぱいに楽しんでいる姿が見られることと思います。

また、11月18日には、ジャパンエコトラック伊勢熊野「バイク&ハイク三重紀北2023」が開催されます。種まき権兵衛の里と船越海岸を往復し、便石山を登るコースで、自転車とトレッキングで紀北町の海や里、海、山を巡るアクティビティが行われますので、議員の皆様や町民の皆様におかれましては、ご参加される方々への暖かいご声援をお願い申し上げます。

最後になりますが、残暑の中にも秋の訪れを感じる季節となりました。季節の変わり目は体調管理が難しくなっておりますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただきまして、実り大きい秋となりますようお祈り申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

入江康仁議長

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

令和5年9月紀北町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月5日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを心からお礼を申し上げます。

なお、決算認定議案を審議するため、決算特別委員会が設置され、継続審査となっております。議員各位におかれましては、慎重なる審議をお願いいたします。

終わりに、まだまだ暑い日もありますが、これから徐々に秋も深まり、寒い日も多くなってきます。皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

それでは、これもちまして、令和5年9月紀北町議会定例会を閉会といたします。

長い間、皆さん、どうもご苦労さんでございました。

(午後 0時 17分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 5 年 12 月 12 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 脇 昭博

紀北町議会議員 宮地 忍